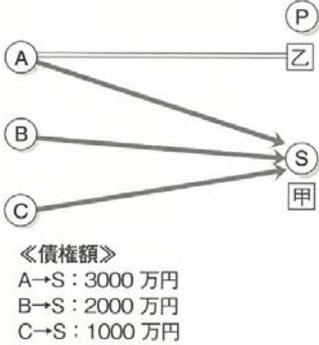
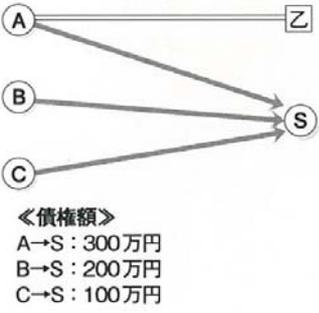


藤本利一・野村剛司編『基礎トレーニング倒産法』第1刷(2013年9月)
ISBN978-4-535-51938-1
訂正とお詫びについて

標記の本につき、以下のとおり、訂正をしお詫び申し上げます。

	誤	正
13頁10行目	A株式会社が再生型	A株式会社が再建型
14頁21行目、30行目	債権届提出期間	債権届出期間
17頁1行目	和解をして、	和解をして(破78条2項14号)、
32頁21行目	ること希望していた	ることを希望していた
34頁11行目	12月13日	2月13日
同頁15行目	第1回弁済は2月末日	第1回弁済は4月末日
同頁17行目	(会471条号、	(会471条3号、
38頁16行目	同月16日確定し	同月16日が経過して確定し
同頁18行目	した。	した(民再188条1項)。
39頁5行目	Gが第1回弁済	Aが第1回弁済
46頁13行目	(民68条1項3号、会471条5号、	(会471条5号、
47頁6行目	定めていることが多い)。	定めていることが多い(民再54条2項)。
49頁22行目	1項本文ただし書き)	1項本文)
50頁最終行	破産手続は終了する。	破産手続廃止決定がなされる。
52頁18行目	一般調査期間等経過した後	一般調査期間等が経過した後
52頁26行目	執行名義となり得る	債務名義となり得る
54頁17行目	(民再178条本文)	(民再178条1項本文)
55頁最終行	(民432条以下)	(民454条)
62頁26行目	みなされる。また、	みなされる(破187条5項)。また、
72頁10行目	BはXに対し	BはAに対し
同頁22行目	(破45条)	(民再45条)
74頁下から5行目	買主Bは、	売主Aは、
79頁最終行	(破2条9号)	(破2条9項)
86頁15行目	許可は必要ない。	許可は必要ない(破78条3項1号)。
94頁下から15行目	「賃貸借の物権化」	「賃借権の物権化」
97頁下から11行目	ことはできる。	ことはできる(破67条2項)。
124頁の図【代物弁済の否認のイメージ】左部の「資産」下の	現預金	動産
125頁下から7行目	弁済否認	行為否認
138頁8行目	Aを売主、Bを買主、	Aを買主、Bを売主、
140頁16行目	前期	前記
141頁表2 3行目	危機時期を知ったときよりも前の原因	支払不能等を知ったときよりも前に生じた
141頁表2 4行目	1年超前の原因	1年以上前に生じた原因
144頁3行目	破産法71条1項号により、	破産法71条1項1号により、
147頁2行目	72条1項による	破産法72条1項による
152頁3行目	(破2条9号)	(破2条9項)
同頁4～5行目	(同2条10号)	(同条10項)
同頁6行目	(同2条7号、	(同条7項、
同頁7行目	(同2条5号)	(同条5項)
7～8行目	(同2条6号)	(同条6項)
155頁最終行	換価するか、	換価するか(破108条1項本文)、
156頁1行目	換価して初めて	換価して(破108条1項ただし書き)初めて
156頁 Q7	Q7 土地乙はPの財産であり、PはSの物上保証人である。Sが破産し、Aが抵当権を実行して乙の換価金から1,500万円を回収した場合、AはSの破産手続上、3,000万円の破産債権者として権利行使ができるか。	Q7 動産乙はSの財産であり、Aはこれに質権を有するところ、Sが破産し、乙は自由財産とされた。Aが質権を実行して乙の換価金から10万円を回収した場合、AはSの破産手続上、300万円の破産債権者として権利行使ができるか。

<p>156頁 Q7の下の解説部分 1～14行目</p>	<p>この事例を整理すると、図⑦の通りである。Aは、SがAに対する3,000万円の貸金債務を履行しない場合、乙上の抵当権を実行して被担保債権の回収を図ることができる。しかし、乙は、Sの破産財団に所属する財産ではないため、Aは別除権者ではない(破産2条9項参照)、もともとAはP所有の乙の換価金から優先的に債権回収を図ることができ、現にQ7の事例では1,500万円を回収できている。とすれば、Aは、本来Sの破産手続上3,000万円の破産債権者として権利行使できる立場にあるとしても、Aが乙上に抵当権を実行して乙から回収できない「不足額」の限度で権利行使ができれば十分なはずである。</p>	<p>この事例を整理すると、図⑦の通りである。Aは、SがAに対する300万円の貸金債務を履行しない場合、乙上の質権を実行して被担保債権の回収を図ることができる。しかし、乙は、Sの破産財団に所属する財団ではないため(破34条3項2号参照)、Aは別除権者ではない(破産2条9項参照)、もともとAはSの自由財産である乙の換価金から優先的に債権回収を図ることができ、現にQ7の事例では10万円を回収できている。とすれば、Aは、本来Sの破産手続上300万円の破産債権者として権利行使できる立場にあるとしても、Aが乙上の質権を実行して乙から回収できない「不足額」の限度で権利行使ができれば十分なはずである。</p>
<p>156頁 図⑦</p>	 <p>《債権額》 A→S：3000万円 B→S：2000万円 C→S：1000万円</p>	 <p>《債権額》 A→S：300万円 B→S：200万円 C→S：100万円</p>
<p>159頁下から12行目</p>	<p>78条2項1号)。</p>	<p>78条2項1号、14号)。</p>
<p>162頁4行目</p>	<p>機能しない。</p>	<p>機能しない(破187条5項)。</p>
<p>164頁1行目</p>	<p>(破2条9・10号)</p>	<p>(破2条9・10項)</p>
<p>同頁下から9行目</p>	<p>(破2条9号。</p>	<p>(破2条9項。</p>
<p>167頁下から12行目</p>	<p>、再生法上</p>	<p>、民事再生法上</p>
<p>171頁3行目</p>	<p>が限定的に</p>	<p>を限定的に</p>
<p>173頁下から7行目</p>	<p>含まれることになる。</p>	<p>含まれると解するのが自然である。</p>
<p>181頁13行目</p>	<p>再54条2項4号、</p>	<p>再54条2項4項、</p>
<p>182頁4行目</p>	<p>適格</p>	<p>適確</p>
<p>同頁7行目</p>	<p>清算</p>	<p>精算</p>
<p>188頁 図1タイトル</p>	<p>図1 倒産手続における</p>	<p>図1 破産手続における</p>
<p>190頁11行目、12行目、18行目</p>	<p>3ヶ月分</p>	<p>3ヶ月間</p>
<p>同頁12行目</p>	<p>貸金債権</p>	<p>給料</p>
<p>同頁18行目</p>	<p>貸金</p>	<p>給料の総額</p>
<p>191頁下から4行目</p>	<p>(破100条)</p>	<p>(破100条1項)</p>
<p>192頁14行目</p>	<p>(破101条)</p>	<p>(破101条1項)</p>
<p>同頁18行目</p>	<p>(同条ただし書)</p>	<p>(同項ただし書き)</p>
<p>193頁下から5行目</p>	<p>(破100条)</p>	<p>(破100条1項)</p>
<p>194頁 図タイトル</p>	<p>図1 再生手続における</p>	<p>図2 再生手続における</p>
<p>217頁下から6行目</p>	<p>目的とする」(1条)。</p>	<p>目的とする」(民再1条)。</p>
<p>229頁下から11行目</p>	<p>株主が書面で</p>	<p>再生債権者が書面で</p>
<p>231頁8行目</p>	<p>公告された日から</p>	<p>公告された日の翌日から</p>
<p>同頁下から13行目</p>	<p>再生計画認可決定後3年間、</p>	<p>再生計画認可決定が確定した後3年間 (民再188条2項)、</p>
<p>235頁下から7行目</p>	<p>増額したため、負債が増大し、ついに</p>	<p>増額したため、ついに</p>
<p>同頁下から5行目</p>	<p>めて13社程度に</p>	<p>めて債権者13社程度に</p>
<p>241頁下から4行目</p>	<p>電話加入金等</p>	<p>電話加入権等</p>
<p>246頁下から5行目</p>	<p>二番目の(同3号)</p>	<p>(民再223条2項)</p>
<p>247頁15行目</p>	<p>(民再230条2項3号・4号)</p>	<p>(民再231条2項3号・4号)</p>

<p>249頁 下から4行目以下</p>	<p>(誤) 2年分の可処分所得額の算出方法は、以下のとおりである。</p> <p>2年分の可処分所得額＝ (1年間の収入の合計額－所得税等－「最低の生活」費用)×2</p> <p>(正) 2年間の可処分所得額の算出方法の一例は、以下のとおりである。</p> $\left[\frac{\text{再生計画案提出前2年間の収入} - \text{2年間の所得税等}}{2} - \text{1年間の[最低限度の生活]費用} \right] \times 2$
<p>251頁 表 左上</p>	<p>原則型 基本型</p>

